

# 千葉県学校生活協同組合

## 組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則

### 第1条（目的）

千葉学校生活協同組合（以下、「学生協」という。）の組合員およびその家族が、学生協の事業を利用することに関して以下のとおり定めるとともに、利用代金支払いに関しても以下のとおり定める。

### 第2条（利用できる事業の範囲）

定款第6条第1項に定める組合員は、学生協が実施する全ての事業を利用することができる。

- 2 定款第6条第2項に定める組合員が利用できる事業の範囲は、学生協が、別途定める「退職組合員資格規定」および「退職組合員資格規定細則」に定めるものとする。

### 第3条（利用限度額）

定款第6条第1項組合員の一回あたりの利用限度額を30万円（税別）とする。ただし、現金扱いを利用する場合は、除くものとする。

- 2 定款第6条第2項組合員の支払方法は1回払いのみとし、利用限度額を30万円（税別）とする。
- 3 組合員の家族については、第1項とは別に一回あたりの利用限度額を10万円（税別）とする。
- 4 組合員およびその家族の合計利用限度額（一回払いおよび分割払いの合計金額）を100万円（税別）とする。
- 5 分割購入合計の限度額が本条の定めを超えるときには、学生協は、組合員への供給を見送ることができるものとする。
- 6 指定店・契約提携店と直接決済する場合には、本条の規定は適用しない。
- 7 提携ガソリンスタンドの団体契約カードでの利用限度額は、発行元の規定に定める金額とする。
- 8 この規則にかかわらず、なお利用を必要とする特別の事情がある場合には、別途事前の協議を行う。

### 第4条（支払方法）

定款第6条第1項組合員のうち県費職員および千葉市費職員の組合員の利用代金支払いは、原則として給与から引去りとする。ただし、給与から引き去りできない場合は口座振替とする。なお、口座登録手続き完了までは、指定の払込用紙にて支払うものとする。

- 2 定款第6条第1項組合員のうち県費職員以外の組合員の利用代金支払いは、原則として口座振替とする。なお、口座登録手続き完了までは、指定の振込用紙にて支払うものとする。
- 3 定款第6条第2項組合員の利用代金の支払いは、学生協が別途定める「退職組合員資格規定」および「退職組合員資格規定細則」に定めるものとする。ただし、口座登録手続き完了までは、指定の振込用紙にて支払うものとする。
- 4 前各号以外に、コンビニ払い、クレジット払い、持参払い、集金を希望する組合員は、学生協と別途協議するものとする。
- 5 分割払いの方法は、本規則第6条（分割払い）および第7条（分割手数料）に定める方法とする。
- 6 学生協特約店で住宅等の利用に際しては、当該指定店と直接決済することができる。

### 第5条（支払回数）

支払回数は、原則として1回払いとするが、学生協の了解を得た場合は分割またはクレジット使用で支払うことができる。

- 2 給与控除（引去り）は、原則として1組合員あたり商品代と保険料を含めた15万円を上限とする。上限を超える場合は、控除できない金額を直接本人に確認をしたうえで支払方法の変更を組合員に要請することができる。なお、請求確定日までに確認が取れない場合は、学生協の

判断において支払方法を変更し、後日、本人へ電話または書面にて通知するものとする。

#### 第6条（分割払い）

分割で支払う場合は、本規則第7条（分割手数料）の回数に定めるところによるものとし、1回あたりの支払金額は原則3,000円以上とする。なお、分割手数料は組合員負担とする。

- 2 端数の金額は、初回の支払金額に繰り入れ、月々の支払いは100円単位の均等支払いとする。
- 3 ボーナス（賞与）月として、夏季は6月・7月・8月と冬季は12月・1月の支払いを別途設定することができる。ただし、賞与月の支払いは賞与からの控除ができないため、別途設定した月から賞与額を控除するものとする。
- 4 組合員が支払月数の変更を希望する場合は、学生協に申し出るものとし、支払月数に応じた分割手数料に組み替えるものとする。

#### 第7条（分割手数料）

分割は下記所定の回数（月数）および手数料率にて定めるとおりとする。

回数	2回 ～ 5回	6回 ～ 10回
手数料率	3%	5%

税込購入金額 × 支払回数に該当する手数料率

- 2 分割手数料は、商品代金に手数料を加えた額を、指定の分割会での均等払いとする。ただし、100円未満の端数は第1回目の支払額に加算するものとする。

#### 第8条（クレジット使用）

学生協が指定するクレジットを使用する場合は、予め学生協に申し出後、クレジット会社の承認を得たうえで行うものとする。ただし、商品によっては承認されない場合があることを組合員は、予め承諾するものとする。

- 2 供給伝票の他に所定のクレジット用紙に記入し、審査を得なければならないものとする。
- 3 クレジット扱い分割手数料等はクレジット会社が定めるものとする。

#### 第9条（債権譲渡の承諾）

組合員は、指定店または住宅・セレモニー提携店にて利用した代金が、学生協に債権譲渡される場合があることを予め承諾するものとする。

#### 第10条（換金、転売等の目的外利用の禁止）

組合員およびその家族は、換金や転売等の学生協事業の本来の目的から逸脱する不正または不当な利用を行ってはならない。

#### 第11条（支払義務）

組合員は、利用代金を遅滞なく支払う義務を有するものとし、所定の期日を越えて入金されないときには、学生協が代金の入金を確認するまで任意に事業利用の停止措置をとっても一切異議を述べないものとする。

- 2 ガソリン給油カードの利用については、所定の期日を含めてなお3ヶ月にわたって入金されないときには、ガソリン給油カードの利用を停止されても一切異議を述べないものとする。
- 3 利用代金が所定の期日を越えてなお3ヶ月にわたって入金されないときには、学生協は、次回請求時より所定の遅延損害金を加算することができるものとする。
- 4 学生協を窓口とする団体契約および団体扱い・集団扱いの保険料が、所定の期日を入金されないときは、保険会社の約款を適用して手続きを行うものとする。

#### 第12条（期限の利益の喪失）

組合員は利用代金の支払いを一回でも怠った場合には、学生協からの通知・催告を要せず、当然に期限の利益を失い、ただちに残金を一括して支払わなければならない。

### 第13条（所有権の留保）

組合員が利用代金の支払いを完了するまでは、当該商品等の所有権は学生協に留保されるものとする。

### 第14条（事業の利用停止）

本規則第3条（利用限度額）の定め違反する場合には、学生協は組合員に通知することなく事業の利用をただちに停止することができるものとする。

- 2 本規則第10条（換金、転売等の目的外利用の禁止）の事実が認められた場合、その他学生協事業の不正・不当な利用の事実が認められた場合は、学生協は、組合員に通知することなく事業の利用をただちに停止することができる。
- 3 本規則第11条（支払義務）第1項の定め違反する場合には、学生協は、組合員に通知することなくただちに事業の利用を停止することができる。

### 第15条（事業の利用停止の解除）

本規則第14条（事業の利用停止）に抵触する事由が解消したときおよび組合員が債務を完遂したときは、学生協は、諸般の事情を検討したうえで、事業の利用の停止を解除することができる。

### 第16条（請求金額の確認）

組合員は、請求金額の確認を「学生協マイページ」の利用明細書にて行うものとする。

- 2 組合員は、「学生協マイページ」を登録するものとし、学生協は、原則、利用明細書を発行しないものとする。
- 3 利用明細書の発行を希望する組合員は、1回あたり発行手数料200円（消費税別途加算）を負担するものとする。
- 4 組合員は、請求明細に疑義のある場合は遅滞なく学生協に申し出るものとする。

### 第17条（再請求手数料）

学生協は、組合員の利用代金が、所定の期日（毎月末）を越えても入金されず、再請求をする場合、再請求のための手数料を加算することができるものとする。

- 2 前項に定める再請求手数料は、1回あたり100円（別途消費税加算）とする。
- 3 前各項に定める手数料は、再請求をする都度に加算されるものとする。

### 第18条（遅延損害金）

本規則第11条（支払義務）第3項に定める遅延損害金の率は、年率14.6%を上限として適用することができる。ただし、本規則第17条による再請求手数料があった場合は、当該手数料分の額を控除するものとする。

$$\text{遅延損害金} = \text{遅延額（未払残高）} \times \text{遅延損害金利率} \div 365 \text{日} \times \text{遅延日数}$$

### 第19条（組合員資格喪失時の支払方法）

組合員がこの組合を脱退する場合は、利用代金の残額をただちに一括して清算しなければならない。

### 第20条（連帯保証人および返済計画書）

本規則第4条（支払方法）、第5条（支払回数）、第6条（分割払い）、第11条（支払義務）に定める支払い方法を履行できないと学生協が判断したときは、当該組合員は支払いの債務を保証する連帯保証人と連署の返済計画書を提出しなければならない。

### 第21条（除名）

この規則にもかかわらず支払い義務の不履行が認められる場合には、定款第12条（除名）の定めにより総代会の議決によって除名することができる。

## 第22条（協議解決）

この規則に関し、適用上の疑義が生じ、また定めのない事項に関する問題が生じた場合は、組合員と学生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとする。

## 第23条（合意管轄）

この規則に関わる一切の訴訟については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第24条（周知）

この規則は、次に定める方法を適宜活用して周知するものとする。

- ①組合員への配付（機関紙等）
- ②ホームページ・学生協マイページへの記載
- ③事務所での掲示
- ④その他の学生協が定める適切な方法

## 第25条（本規則の変更）

学生協は、サービスの充実・合理化、組合員の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他学生協事業の円滑な実施のため必要がある場合に、この規則を変更することができる。

- 2 第1項の場合、学生協は、この規則を変更する旨、変更後の規則の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に組合員に周知するものとする。
- 3 この規則の改廃は、理事会の決議にて行う。

## 附則

この規則は、2020年 3月 1日から施行する（2019年11月27日理事会承認）